

令和2年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和2年12月21日	開会場所	ふじみ野市役所2階A202会議室		
開会の日時	開会	令和2年12月21日	午後1時30分	議長	
及び宣告者	閉会	令和2年12月21日	午後2時15分	議長	
議長	新井良司				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	粕谷 雄一	出	10	有山 茂幸	欠
2	久保田 清	出	11	岸 勇	出
3	駒井 一正	出	12	高野 喜好	欠
4	早川 英希	欠	13	浅海 伊佐男	欠
5	嶋田 利行	出	14	新井 良司	出
6	鈴木 智之	出	15	柳川 嗣於(最)	出
7	富田 博明	欠	16	塩野 和義(最)	出
8	星野 秀雄	欠	17	宮寺 康夫(最)	欠
9	原田 宏美	出			
出席者数	農業委員 定数 14名 出席者 8名		農地利用最適化推進委員 定数 3名 出席者 2名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋 直人					
松田 薫樹					
飯塚 勝貴					
寒竹 由起子					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年12月21日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年12月21日、午後1時30分、ふじみ野市役所2階A202会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に9番・11番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3 報告第29号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第29号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4 報告第30号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	事務局	<p>報告案件ですので、報告第30号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を議題とします。</p>
		<p>1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p>

		<p>受人はふじみ野市駒林在住で、ふじみ野市と富士見市に併せて8,022㎡の農地を所有して農業経営を行っており、3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>渡人はふじみ野市駒林在住で、今年4月にも富士見市に所有する農地を受人に売却しています。</p> <p>今回は受人の作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請で、受人宅から申請地までは車で5分の距離です。</p> <p>受人はトラクター、耕耘機、コンバイン、田植え機、農業用トラック2台を所有しており、長男も後継者として熱心に農業に取り組んでいます。</p> <p>また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12月11日に11番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は水田として管理されている状態でした。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、申請地は管理されています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第31号1番の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます</p>
	議長	
	9番委員	
	議長	
	6番委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	議長	

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>11番委員</p> <p>議長</p> <p>6番委員</p> <p>議長</p> <p>15番委員</p> <p>事務局</p> <p>9番委員</p>	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は現在、約6,800㎡の農地を所有しているので5,000㎡以上の面積要件を満たしますが、254バイパスふじみ野地区区画整理事業の進捗に伴い、約6,000㎡の農地を売却する予定です。</p> <p>渡人は高齢で病気を患った後は農作業を継続することが難しい状況のため、受人と話がまとまり代替え地として購入を計画しています。</p> <p>受人は以前に実家の手伝いで農作業を行っていた経験があり、現在は農業にあまり携わっていません。</p> <p>しかし、今後、トラクターと軽トラックを購入して、申請地にはじゃがいもの作付けを計画しており、親戚や近隣の農家の方からの協力を得ながら本格的に農業を行っていく予定とのことで、受人から文書で理由書や計画書が提出されています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12月11日に9番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は耕運されており、草が生えておらず農地として管理されています。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、申請地はトラクターで耕運され管理されており、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>購入後は何を作付けるのか。</p> <p>じゃがいもを作付け予定です。</p> <p>3条申請における受人の要件は。</p>
--	---	---

日程第6	事務局	<p>個人の場合の3条許可基準の主なものは、取得農地を含む全ての農地を効率的に利用すること、取得後の農作業に常時従事すること、取得農地を含む経営面積が5,000㎡以上の農地を所有すること、周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと等があります。</p> <p>理由書及び計画書が提出されていますので、これらを基にご審議をお願いします。</p>
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし
	議長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
		異議なし賛成により、議案第31号2番の案件につきましては原案のとおりに許可することに決定します。
	議長	<p>日程第6、議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の取消について、1件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>この案件は11月総会で議決されましたが、その後に遺産分割協議内容が変更になったため、取消願いが提出されました。</p>
	議長	質疑はありますか。
	全委員	なし。
議長	質疑がないようでしたら、議案第32号の案件について承認してもよろしいですか。	
全委員	異議なし。	
議長	異議なし賛成により、議案第32号の案件につきましては原案のとおりに決定します。	

<p>日程第 7</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 7、議案第 3 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から相続により、先ほどの取消案件について協議内容が確定されたため再提出されました。</p> <p>農地を取得した相続人が、その農地等で農業を営む場合には、その農地の価格のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。</p> <p>農地の相続税納税猶予を新規に受けるためには、相続税納税猶予適格者証明書が必要となります。</p> <p>適用の要件は、申告期限までに遺産分割されていること、特定市街化区域においては生産緑地であること（ふじみ野市旧大井町地域は対象外）、被相続人は対象農地で農業を営んでいた人または実際に畑で作業が出来なかった場合は経営権を持っていた人、相続人は既に農業を行っているか、または相続税の申告期限までに農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うと認められる人となっています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さん及び地元の委員さんは先月出席された 1 0 番委員で、1 1 月 1 1 日に現地調査をして申請地はブルーベリー、柿、栗、キューイフルーツが作付けされており、今後、申請人が農地を管理していくことについては特に問題ないとのことでした。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第 8 号の案件について承認してもよろしいですか。</p>
--------------	--	---

日程第8	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第33号の案件につきましては原案のとおりに決定します。
	議長	日程第8、議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について1件を議題とします。
	事務局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
		生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。
		今回の案件は買取り申出者の父が死亡したことが買取り申出する条件になります。
		今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	9番委員	12月11日に11番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。 現地は若干、草は生えていますが、農地として特に問題は無いです。
	議長	地元委員さんは何かありますか。
16番委員	申請地は畑の真中に草が生えていますが、農地として問題は無いです。	
議長	質疑はありますか。	



日程第9	全委員	なし。
	議長	質疑がないようでしたら、議案第8号の案件について承認してもよろしいですか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第34号の案件につきましては原案のとおり決定します。
日程第10	議長	日程第9、議案第35号、生産緑地取得斡旋についての件、1件を議題とします。
	事務局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。
	事務局	10月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。
	事務局	審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	なし。
日程第10	議長	質疑が無ければ、令和3年1月21日までに生産緑地の買取り希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。 議案第35号について終了します。
	議長	日程第10、議案第36号、特定都市農地貸付について、1件を議題とします。
	事務局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 (特定都市農地貸付について説明)
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。

	<p>11 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>12月11日に9番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。</p> <p>全面に短い草が生えていますが、耕運すれば農地として戻る状態です。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>現地調査の報告通り、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第36号の案件につきましては原案のとおり承認することに決定します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和2年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時15分)</p>
--	---	--